

介護保健施設サービス（入所）利用料一覧表

基本利用料（保険給付の一割負担分／1日あたり）

費 目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設 サービス費	多床室 (相部屋)	845円	897円	964円	1019円	1078円
	個室	764円	813円	881円	937円	993円

居住費・食費（1日あたり）

費 目		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居住費	多床室	0円	370円	370円	650円
	個室	490円	490円	1310円	1640円
食 費		300円 3食	390円 3食	650円 3食	2017円 3食

※おやつは別紙（1日あたり152円です）

加算利用料（保険給付の一割負担分）

費 目	金 額	加算単位	内容の説明
初期加算	33円	1日	入所日から起算して30日以内
夜勤職員配置加算	27円	1日	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合
短期集中 リハビリテーション実施加算	262円	1日	20分以上の個別リハを1週につき概ね3日以上行った場合 (入所日から起算して3月以内の期間)
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	262円	1日	認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、週に3日を標準として20分以上の個別リハを行った場合 (入所日から起算して3月以内の期間)
栄養マネジメント加算	16円	1日	栄養ケア計画に従い栄養管理を行うとともに、定期的に記録、評価し、必要に応じて見直しを実施した場合
低栄養リスク改善加算	327円	月	低栄養リスクが「高」の入所者で、栄養ケア計画に基づき、食事の観察を週5回以上（1日1回）行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行った場合
療養食加算	7円	1回	医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合（1日3回を限度）
経口移行加算	31円	1日	現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に従い支援を行った場合
経口維持加算Ⅰ	436円	1月	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画に従い、継続して経口摂取を進めるための特別な管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	109円	1月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合

再入所時栄養連携加算	436円	1回限り	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合
口腔衛生管理体制加算	33円	1月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施した場合
口腔衛生管理加算	99円	1月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上実施した場合
外泊時費用	395円	1日（1か月に6日を限度）	外泊を認められ、居宅に外泊した場合（但し、初日と最終日は該当としない）
外泊時費用 （在宅サービスを利用する場合）	872円	1日（1か月に6日を限度）	退所が見込まれる利用者をもその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合（但し、初日と最終日は該当としない）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円	1日	認知症対象者の占める割合が二分の一以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5円	1日	「認知症専門ケア加算Ⅰ」の基準のいずれにも適合し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を一名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定した場合
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	218円	1日 （7日を限度）	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当と医師が判断した方に対し、介護保健施設サービスを行った場合
認知症情報提供加算 （認知症疾患医療センター等への紹介）	382円	1回限り	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された方について、認知症疾患医療センター等に紹介を行った場合
褥瘡マネジメント加算	11円	月（3月に1回）	褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施した場合
排せつ支援加算	109円	1月	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態の軽減に向けた、支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	491円	1回限り	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	524円		施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、医師、看護職員、支援相談員等が会議を行い、生活機能の改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	436円	1回（1月に1回を限度）	当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行なった場合

退所時情報提供加算	545円	1回限り	退所後の主治の医師に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所前連携加算	545円	1回限り	入所者が退所し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
訪問看護指示加算	327円	1回限り	入所者の退所時に、医師が、診療に基づき、入所者の選定する訪問看護ステーション等に対して、指示書を交付した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算	137円	1回限り	基準に適合する入所者に対し、当該入所者に処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合
緊急時治療管理	565円	1日	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合（1ヶ月1回連続する3日を限度）
特定治療	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為（高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く））を行った場合		
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	261円	1日（1ヶ月に1回7日を限度）	肺炎・尿路感染・带状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	523円	1日（1ヶ月に1回7日を限度）	・肺炎・尿路感染・带状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合 ・医師が感染症対策に関する研修を受講している場合
地域連携診療計画情報提供加算	327円	1回限り	保険医療機関を退院した入所者に対し、地域連携診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合
若年性認知症入所者受入加算	131円	1日	若年性認知症（64歳以下の初老期における認知症）利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	37円	1日	厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合
ターミナルケア加算（死亡日以前4日以上30日以下）	175円	1日	ターミナルケアを行った場合
ターミナルケア加算（死亡日前日及び前々日）	894円	1日	
ターミナルケア加算（死亡日）	1799円	1日	

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） イ	20円	1日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合60%以上の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ロ	13円	1日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合50%以上の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	7円	1日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円	1日	利用者にサービスを直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上の場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※	1月	※厚生労働大臣基準の全てに適合した場合、 所定単位数×39/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	※	1月	※厚生労働大臣基準（1）～（6）まで適合し、かつロ（2）～（3）いずれも適合の場合、 所定単位数×29/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	※	1月	※厚生労働大臣基準（1）～（6）まで適合し、かつロ（2）又は（3）に適合した場合、 所定単位数×16/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	※	1月	※厚生労働大臣基準（1）～（6）まで適合した場合、 所定単位数×16/1000×90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	※	1月	※厚生労働大臣基準（1）～（6）まで適合した場合、 所定単位数×16/1000×80/100
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	※	1月	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 ※所定単位数×21/1000
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	※	1月	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 ※所定単位数×17/1000

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、いずれかの料金が加算されます。

●上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

項目	金額		内容の説明
おやつ代	1日 152円		状態に応じた食形態で提供
日用品費	施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。個人で用意される方は、費用はいただきません。		
Aセット	1日	305円	保湿性リンスインシャンプー・保湿性ボディソープ・ティッシュペーパー・バスタオル等
Bセット	1日	51円	化粧水・乳液
化粧水	1本	509円	150ml
乳液	1本	509円	150ml
保湿用ローション	1本	1223円	250ml
教養娯楽費（余暇クラブ）	1回	204円	楽しみながらリハビリテーションにつながる余暇クラブ活動に参加いただいた場合（手工芸・お料理・茶道・昔遊び）
ドリンクサービス	1日	152円	所定の時間帯において、コーヒー、紅茶等を提供いたします。ご希望の方のみ。
お部屋代	個室	4074円	1日あたり
	2人部屋	2037円	
テレビレンタル代	1日	224円	多床室（4人部屋）でご希望の方のみ ※イヤホンの使用が必要になります。
電気代	1日	51円	個人用の電気製品を持ち込んだ場合。150Wまで、1点のみ（携帯電話も含む）
理美容代（カット等）	実費		ご希望の方のみ
行事費	実費		小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で、参加された場合
健康管理費	実費		インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン等の予防接種等
介護用品代等	実費		リハビリシューズなど、施設売店にてお買い上げいただいた際の商品代
その他の費用	実費		必要に応じて診断書等の発行等を希望される場合
嗜好品	実費		乳製品等